

SGEC文書2 「SGEC認証制度管理運営に関する文書」の抜粋

第5章 認証機関

(認証機関の区分)

第18条 認証機関は、森林管理を対象として認証審査する機関、認証生産物を取り扱うCOCを対象として認証審査する機関並びにそれら両分野を対象として認証審査する機関とに区分する。

(認証機関公示の要件)

第19条 SGECは、申請のあった機関について、次の要件を満たし、且つ、本条第2項の要件を満たす場合には、認証機関として公示するものとする。

(1) 国際認定フォーラム（IAF）相互承認メンバーの認定機関より、SGECが認めた認定範囲で適合性評価を行っていることを製品認証機関に関する国際規格（ISO/IEC 17065）により適合している旨の認定を受けている機関

(2) 日本において法人登記がなされている機関

2 認証機関は、前各項の要件のほか、次の要件を備えなければならない。

(1) 森林管理認証審査を行う認証機関

ア 森林の管理経営並びにその経済的、社会的及び自然的環境に関する十分な知識と技術的能力を有していること。

イ SGEC森林管理に係る認証規格について、公正に森林へ適用する技術的能力を有していること。

ウ 森林・林業に関する法令・制度に関する知識を有していること。

(2) 認証生産物を取り扱うCOC認証審査を行う認証機関

ア 森林の管理経営及びその生産物の生産（採取）・加工・流通・建築等について十分な知識を有していること。

イ SGEC認証生産物に係る認証規格について、生産・加工・流通現場への認証手順に係る業務能力を有していること。

ウ 森林生産物に関する法令・制度に関する知識を有していること。

(3) 認証機関は、SGEC認証制度がPEFCとの相互承認の制度の下で認証業務を実施するに必要なPEFCの認証規格等認証システムに関する知識・理解を有していること。

(公示の申請)

第20条 前条の認証機関の公示を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書をSGECに提出する。

- (1) 機関の名称及び代表者の氏名並びに住所
 - (2) 組織及び業務の概要
 - (3) 認証審査業務の執行体制
 - (4) 認証審査要員の資格の保有状況等
 - (5) 前条の要件
- 2 前項の申請書に、次に掲げる書類を添付する。
- (1) 定款又は寄付行為
 - (2) 認定機関の認定書
 - (3) 直近の会計書類
 - (4) 直近の事業計画及び収支予算
 - (5) その他必要な資料
- 3 S G E Cは、第1項の申請を受けた場合には、評議委員の議を経、かつ、理事会の承認を得て当該機関には認証機関としての公示についてそれぞれの可否を通知し、その可とする機関について公示する。

(公示の更新)

- 第21条 前条の公示は、5年を有効期間とし、この期間を経過すると、その効力を失う。認証機関は、引き続き公示を受けようとする場合には、その更新のための手続きを行わなければならない。
- 2 前項の更新のための手続きは、前条と同様とする。

(認証機関公示料)

- 第22条 第20条第3項の公示を受けた機関は、別に定める認証機関公示料をS G E Cに納付しなければならない。
- 2 前条の更新のための手続きを行った場合も、前項と同様とする。

(認証機関の公示の取消)

- 第23条 S G E Cは、認証機関が重大な違法行為を行っていることが判明した場合には、評議委員会の議を経、かつ、理事会の承認を得て、当該認定機関の公示を抹消する。なお、この場合、すでに納付された前条の認証機関公示料は返却しない。